

平成31年第1回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 平成31年 3月12日 午後 2：51

○閉 会 午後 4：51

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民福祉部長 伊 藤 巧	福祉事務所長 鑑 孝 子
産業建設部長 児 玉 正 生	水 道 局 長 藤 原 久 基
教 育 部 長 菅 原 剛	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
学校教育課長 山 田 敬 輔	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------

平成31年第1回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成31年 3月12日（4日目）午後2時51分開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第 1号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）
について
- 日程第 2 議案第 2号 潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条
例（案）について
- 日程第 3 議案第 3号 潟上市多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例
（案）について
- 日程第 4 議案第 4号 潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実
施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例（案）について
- 日程第 5 議案第 5号 潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正す
る条例（案）について
- 日程第 6 議案第 6号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 7号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す
る条例（案）について
- 日程第 8 議案第 8号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）につ
いて
- 日程第 9 議案第 9号 潟上市小学校建築基金条例を廃止する条例（案）について
- 日程第10 議案第11号 平成30年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）に
ついて
- 日程第11 議案第12号 平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第5号）（案）について
- 日程第12 議案第13号 平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第4号）（案）について

- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 5 号) (案) について
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 5 号) (案) について
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案)
について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度潟上市下水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 市道路線の廃止、認定及び変更について

- 日程第 3 0 陳情第 9 号 「集会所施設の建設」についての陳情書
- 日程第 3 1 陳情第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 日程第 3 2 陳情第 2 号 消費税の増税中止を求める陳情
- 日程第 3 3 陳情第 3 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情
- 日程第 3 4 陳情第 4 号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書

午後 2時51分 開会

○議長（西村 武） 皆さんこんにちは。傍聴者の皆様、ご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第1号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第34、陳情第4号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第1号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第34、陳情第4号、幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書まで一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例（案）、単行（案）及び陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。平成30年度各会計補正予算（案）及び平成31年度各会計予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番佐藤総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 平成31年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成31年2月28日
2. 出席委員 瓜生 望、鈴木斌次郎、堀井克見、西村 武、鑑 仁志、佐藤義久
3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長
4. 書記には、総務部 総務課 齊藤雅基さんを指名してございます。
5. 審査の経過と結果

議案第1号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、大久保児童クラブの移転、てんのう児童クラブの利用児童数の増加等に伴

い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、放課後児童クラブの定員人数について質問があり、当局から、条例改正後の定員数は合計400名になるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、潟上市多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、旧昭和東保育園を多目的交流施設の一部として管理運営することに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、県内に専門職大学はあるのかとの質問があり、当局からは、現在県内にはないとの回答でありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第9号、潟上市小学校建築基金条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、基金の設置目的の事業に全額充当し、基金の活用が終了したことに伴い、条例を廃止するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第9号、「集会所施設の建設」についての陳情書。

本陳情は、現在、当局において公共施設等総合管理計画個別施設計画が策定中であり、計画が成案した際に再度検討することとし、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

陳情第2号、消費税の増税中止を求める陳情。

本陳情は、国の制度で消費税の増税が決定していることから、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

陳情第3号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情。

本陳情は、陳情内容を慎重に判断すべきものとの意見があり、挙手多数で継続審査すべきものと決しました。

陳情第4号、幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書。

本陳情は、消費税増税後は幼児教育・保育の無償化など教育福祉を手厚くする必要があるため、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第1号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、潟上市多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、潟上市小学校建築基金条例を廃止する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第9号、「集会所施設の建設」についての陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 私の方から一つ確認でお願い致します。

この集会所の建設のことについてなんですけども、ご承知のとおり、追分地域はいつも話してるとおり、県内、そして潟上市においても唯一人口が増加してる地域であります。ものすごく密集した地域でありますし、地域住民の憩いのまず場所というか確保は重要でもあることで、必要であるなど私は思うんですが、この辺について議論の経過といますか内容について、今一度お尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 先ほどもご報告しておりますけれども、現在、公共施設等総合管理計画の個別施設計画が策定中であるということで、市の意向にも沿いますけども、将来は200世帯になるとも言われております。今一度考え直して、今すぐには早いのではないかという議員総意の結論に達しております。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） ありがとうございます。大体趣旨はわかったんですけども、200世帯を目処にまず今後も検討していくということでもありますけども、ものすごいスピードで追分地域はどんどんどんどん人が増加していっております。やはり早めにですね、こ

ういう陳情が上がってきましたら、十分議論されたとは思うんですけども、本当に前向きにこういうような集会所建設していただければなと私は思うわけであります。総合計画の中でも、今後検討して、十分に検討していく余地はあるとは言いましたものの、是非ともまず今後このようなまた再度陳情が上がってきた際には検討していただきたい旨を申し述べまして、私からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 10番佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 委員会で十分審査したことでありますけども、荒川会長さんからも直接手紙が入っておりまして、その旨ありました。意見を沿えておりまして、私ども委員会としては委員会に出席いただいてその弁明をしてもらいたいと思いましたが、お手紙の中に「弁明には出向きません」と、こういう意向もありましたので、再度提出された際にもう一度慎重な審査をしましょうということで、今回は、2回ほど継続しておりましたので不採択と致したのであります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違えのないようにしてください。陳情第9号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立少数です。したがって、陳情第9号は、不採択とすることに決定致しました。

次に、陳情第2号、消費税の増税中止を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 去年の12月には、消費税の増税については中止を求めるという陳情が採択されておりますけれども、わずか数カ月間にこういうふうな委員会では不採択ということは、やはりちょっとおかしいんじゃないかと、一貫した態度をとるべき

じゃないかと、そういうふうに思いますけれども、この中で少数意見もあったというふうなことが書かれておりますが、その少数意見の内容について伺いたいと思いますけれども、もしありましたらお願いします。

○議長（西村 武） 10番佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 少数意見では、陳情書の意図する趣旨を尊重し、採択してもよいというような意見がありました。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私は、秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合のそれぞれの代表から提出されております消費税の増税中止を求める陳情について、願意妥当と思いい、陳情を採択すべきという討論を致します。

消費税が8%になり、戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。国民の間からは、高すぎる国民健康保険税や介護保険料、賃金の低下、物価上昇のもとでこれ以上節約するところがないという悲鳴が上がっております。政府は今年10月に消費税の10%への引き上げを予定しておりますが、1世帯当たりさらに8万円の増税という試算も出ております。この間、毎月の勤労統計などが不正に操作され、賃金の伸び率が過大に示され、実は2018年の実質賃金の伸び率がマイナスであったということが判明しました。国の政策判断に大きくかかわる問題です。賃金がマイナス、年金も実質マイナスの状態消費税を上げることは、今後の国民生活は破綻する状況になるのではないのでしょうか。

3月7日に内閣府が発表した1月の景気動向指数、これは2015年を100としたものですが、速報値は景気の動向を示す一致指数が前年比2.7ポイント低下の97.9となり、3カ月連続で悪化しました。内閣府は基調判断を、前月まで「足踏みをしている」から「下方への局面変化を示している」に引き下げました。この表現を使うのは2014年以来、4年2カ月ぶり。安倍総理が言う景気回復どころか、日本経済が落ち込みに入っている可能性を認めざるを得なくなりました。増税は子育て支援と福祉に使うと言いながら、一方で5年間で27兆円もの軍事費を使い、1基116億円もするF35戦闘機の147機購入や

オスプレイの購入、秋田県への配備予定のイーゼス・アショア 2 基で四千数百億円のアメリカからの爆買い、そして相変わらず大企業への 4 兆円を上回る減税措置など、国民生活を見捨てる政策のもとでの消費税増税はやめるべきです。そのような税金の使い方は改め、国民生活に使うこと、財源は富裕層と大企業に当たり前に負担していただければ確保できます。

今一番の景気回復は、消費税を上げないことです。有識者でつくる景気動向指数研究会が 1 年程度先までの状況を踏まえ判定しますが、日本経済は既に後退局面に入った可能性があるとの判断です。日本の景気は、2014 年 4 月の消費税増税後、家計消費の落ち込みにより低迷が続いております。2018 年の国内総生産（GDP）は、4 つの四半期のうち 2 期がマイナスでした。加えて海外リスクの深刻化で生産も後退しつつあります。10 月に消費税を増税すれば、家計も日本経済も破壊することは明らかであり、増税は中止すべきです。

増税対策としてカード利用のことや低所得者への対応もその場限りです。カード対応できない中小の小売店はどうなるかとの問題もあります。中小企業は複数軽減税率に対応できず、混乱が予想されます。既に食料品も値上げが始まっております。

低所得者ほど負担が重くのしかかる消費税の増税は、今からでも中止すべきです。陳情は採択すべきですということで、私の討論を終わります。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 2 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違えにならないように。陳情第 2 号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立少数です。したがって、陳情第 2 号は、不採択とすることに決定致しました。

次に、陳情第 3 号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。12 番藤原典男議員。

○12 番（藤原典男） 全国知事会が一致してこういうふうなものを政府に上げたんです

けれども、このいろいろな項目の中で、特にこの点については難しいんじゃないかというふうに判断されたところとか、意見の中でそういうのありましたらお聞かせください。

○議長（西村 武） 10番佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 各委員の意見が出ております。陳情の内容が難しいため、もう少し継続審査した方がよいと。それから、地方議会に判断を仰がれても意思表示ができない。判断できない。こういうような格好で継続審査すべきと決しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（西村 武） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 陳情第3号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情については、私はこの陳情は採択すべきだということで討論したいと思います。

2018年7月27日の全国知事会で採択された米軍基地負担に関する提言は、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無等にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として平成28年11月に米軍基地負担に関する研究会を設置し、これまで6回にわたり開催してきました。研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど共通理解を深めてきました。その結果、1つ目は、日米安全保障体制は国民の生命、財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が航空機騒音、アメリカ軍人等による事件・事故、環境問題等により基地周辺住民の安全・安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。2つ目は、基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて関係の自治体への事前説明通告が求められている。3つ目は、全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高い。4つ目は、日米地位協定は、締結以来一度も改訂されておらず、

補足協定等により引用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって依然として十分とは言えない状況である。5つ目、沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からもさらなる基地の返還等が求められているといった現状を改善すべき課題を確認することができました。米軍基地は防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては国民の生命、財産や領土・領海等を守る立場からも、以下に述べた内容について一層積極的に取り組まれることを提言しますと政府に要望しております。

この問題については、各地方自治体、全国の知事会が一致して上げたものであり、これは私、採択すべきものとして討論を終わります。

○議長（西村 武） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり継続審査にすることに決定致しました。

次に、陳情第4号、幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり

採択することに決定致しました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。15番小林社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（小林 悟） それでは、社会厚生常任委員会審査報告を致します。

平成31年第1回定例会で本委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成31年2月28日
2. 出席委員 鈴木壮二、中川光博、澤井昭二郎、大谷貞廣、菅原理恵子、
小林 悟、全員であります。
3. 説明当局 市民福祉部長、福祉事務所長、各関係課長
4. 書 記 市民福祉部 社会福祉課 澁谷睦子さんをお願いしております。
5. 審査の経過と結果

議案第4号、潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

主な内容は、主任介護支援専門員を、資格更新制度導入により、資格取得後5年ごとの更新研修が必須となったものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正された等のため、条例の関係部分を改正するものであります。

主な内容は、市の一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準について、専門職大学の前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の扱いとすることを追加するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第4号、潟上市地域包括支援センターに

おける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。11番伊藤産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 平成31年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成31年2月28日

2. 出席委員 戸田俊樹、藤原典男、菅原秀雄、児玉春雄、佐藤敏雄、伊藤正吉、

全員です。

3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

4. 書記には、産業建設部 都市建設課 星野慧太さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について報告します。

議案第2号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、改正の理由について質問され、当局からは、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、専門職大学の前期課程修了者を追加するためとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、市道路線の廃止、認定及び変更について。

本案は、宅地開発により帰属された道路を管理し及び既認定路線の見直しをするため、路線の廃止、認定及び変更をする必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

廃止する路線が1路線、認定する路線が9路線、変更する路線が24路線で、変更する路線については、平成30年度に実施した道路改良工事及び側溝改良工事等による延長等の変更によるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情。

本陳情は、「生計費原則に基づいた『全国一律最低賃金制度』の実現」、「社会保険料負担や税の減免制度の制定など中小企業への支援策の拡充」、「最低賃金の大幅引き上げ」について意見書の提出を要望するもので、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第2号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 市道路線の廃止、認定及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 市道の路線の廃止と変更ですけども、トータル市道延長幾らか教えていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 総延長については、確か説明あったかと思いましたが、ちょっと記入してなかったもので、ちょっと私たちわかりません。

このたびの認定する路線については、全部で9カ所ございます。路線名もですか。大豊小学校線が315.4メートル、それから長沼30号線が110.6メートル。先の説明書にも、これ全部足せばあれですけども、全部この間説明したとおりでございますけども、全部読みますか。いいですか。

○議長（西村 武） いいですか。

○10番（佐藤義久） 議長、了解。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり

採択することに決定致しました。

10分間休憩するか。じゃあ10分間休憩して、50分から再開します。

午後 3時40分 休憩

.....

午後 3時50分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。5番鈴木予算特別委員長。

【予算特別委員長の報告】

○予算特別委員長（鈴木斌次郎） 平成31年第1回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成31年2月28日、3月12日
2. 出席委員 鈴木壮二、戸田俊樹、菅原理恵子、瓜生 望、佐藤敏雄、鏡 仁志、中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、菅原秀雄、小林 悟、大谷貞廣、児玉春雄、西村 武、堀井克見、鈴木斌次郎
3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長
4. 書 記 議会事務局 石川保則
5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました、議案第11号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）についてから議案第29号、平成31年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてまでを、先般2月28日に大綱質疑を行い、その後常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、歳出の基金積立金の補正額に対する評価と、国民健康保険税を減額できるなどの評価を含めての見解について。

第2点として、天王こども園（仮称）整備事業は、議会が議決する環境、条件が整っていないのではないかについて。

第3点として、子どもがいる場所が津波の想定内であるとするならば、そのことを市民に周知するべきではないかについて。

第4点として、現在の国民健康保険税の税率は、全県と比較して高いのではないかについて。

第5点として、国民健康保険が全県一本化されていくことでの見通しと、もう少し税率を下げるのか上げるのか、このままいくのかについてなどの質疑に対して、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日12日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第11号から議案第29号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第11号から議案第29号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第11号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

(案) について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第5号)(案)

について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成30年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成30年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成30年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算(第1号)

(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成30年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成31年度潟上市一般会計予算(案)について、討論、採決を行います。

修正動議が提出されております。

暫時休憩して議会運営委員会を開会しますので、議会運営委員の皆さんはどうぞ別室の方にご移動願います。常任委員会室3にご集合願います。

午後 4時02分 休憩

午後 4時12分 再開

○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この修正動議は成立要件を満たしておりますので、議案第20号、平成31年度潟上市一般会計予算(案)に対する修正動議については、直ちに審議、採決することに決定致し

ました。

修正案の配付を行いますので、暫時休憩します。

午後 4時12分 休憩

午後 4時14分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議者の説明を求めます。8番中川光博議員。

○8番（中川光博） それでは、修正動議に対する説明を致したいと思います。

平成31年3月12日

潟上市議会議長 西村 武 様

発議者 中川光博、発議者 戸田俊樹、

賛成者 小林 悟、賛成者 伊藤正吉、賛成者 鏡 仁志、賛成者 鈴木斌次郎

議案第20号、平成31年度潟上市一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

お聞きください。

議案第20号、平成31年度潟上市一般会計予算に対する修正案。

議案第20号、平成31年度潟上市一般会計予算（案）の一部を次のように修正する。

第1条中「145億9,800万円」を「145億2,108万8,000円」に改める。

第1表歳入歳出予算、第2表地方債及び歳入歳出予算事項別明細書の一部を次のように改める。

修正動議のご説明を申し上げます。

はじめに、皆さんにお渡ししてあります資料の54ページをお聞きください。平成31年度潟上市一般会計予算書54ページ、一番下になります。よろしいですか。

歳出予算、3款2項児童福祉費10目天王こども園（仮称）整備事業費の手数料及び設計委託料等委託料に関する予算額7,691万2,000円を削減致したく、所要の修正をするものです。

資料の1ページにお戻りください。

修正案を順次説明致します。

予算書1ページ、平成31年度潟上市一般会計予算、第1条第1項中「145億9,800万

円」を「145億2,108万8,000円」に改める。

3 ページをお開きください。

歳入につきましては、10款地方交付税1項地方交付税予算額「59億9,599万8,000円」を「59億9,208万6,000円」に、21款市債1項市債予算額「8億740万円」を「7億3,440万円」に、歳入合計「145億9,800万円」を「145億2,108万8,000円」に改める。

5 ページをお開きください。

歳出につきましては、3款民生費「54億551万7,000円」を「53億2,860万5,000円」に、2項児童福祉費「17億1,681万5,000円」を「16億3,990万3,000円」に、歳出合計を「145億9,800万円」を「145億2,108万8,000円」に改める。

この予算額の修正に伴う歳入歳出予算事項別明細書につきましては、修正案に記載のとおりですのでお目通しをお願い致します。

8 ページをお開きください。

また、地方債につきましては、起債の目的 幼保一体施設整備事業の限度額7,300万円を削減し、計「8億740万円」を「7億3,440万円」に改めるものであります。

提案理由を申し上げます。提案理由は口頭で申し述べます。

1つ目は、地震津波災害危機管理の観点からです。天王こども園（仮称）整備予定地については、潟上市が平成28年に策定した潟上市津波ハザードマップでは津波浸水想定区域に指定され、津波による浸水の高さが0.5メートルから1メートルないし1メートルから3メートルないし3メートルから5メートルにまたがる区域だとされています。浸水の想定根拠は、秋田県が平成27年度に津波防災地域づくり法に基づく最大クラスの津波として設定した結果をもとにしています。それによると、最大のマグニチュードは8.7、潟上市の沿岸部では地震発生から約25分で浸水が始まり、最大の波が約30分で到達されるとしています。天王こども園（仮称）整備計画では、3つの保育園・幼稚園を統合し、ゼロ歳児から5歳児までの280名のお子さんの保育等を行うこととしており、津波浸水想定区域にこども園を立地することは、小さいお子さんの大切な命を守り、安全・安心を死守するということからあってもはならないのではないのでしょうか。万が一にも予想され得る危険を回避することこそ、命の安全につながっていくと思います。さらに、潟上市が自ら津波浸水想定区域で危険だと指定した区域に潟上市自ら新たにこども園を立地すること自体、行政の不信を招くことにもなりかねません。ほかの候補地はないのでしょうか。今一度、一定の期間を設け、当事者たる保護者、住民、行政、議会

が知見を結集し、多くの角度から議論を積み重ね、候補地を選定すべきではないでしょうか。

2つ目は、説明責任、情報公開の観点からです。天王こども園（仮称）整備事業については、当事者であるお子さんの保護者及び地区住民への説明や情報の公開が広く周知されていないのではないのでしょうか。この整備事業については、建設場所等、保護者や近隣住民の多くの皆さんに理解と協力が得られることが前提であり、小さいお子さんの命にもかかわるものであり、一方的に推し進めるものではなく、事前に保護者及び多くの地区住民に十分理解が得られるよう説明会を重ねるべきです。津波ハザードマップやこども園の見積図や周辺の道路概要等、必要な情報はしっかり公開し、十分に説明と対話を尽くすことが必要ではないのでしょうか。

2つの理由から、一定の期間を設け、検討を積み重ねるべきだと考えます。

以上の理由から本修正動議を提出するものです。何とぞご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、修正動議の説明でした。ありがとうございます。

○議長（西村 武） ただいまの説明について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

修正案に反対の討論ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 平成31年度一般会計について、その中で天王こども園（仮称）の整備事業費について削除修正する案が出ておりますが、私は修正案に反対し、原案どおり採択した方がよいという立場で討論致します。

ここに出ております修正案については、平成28年度に発表されておりますハザードマップをもとにしての討論と思いますが、最近のマスコミ報道によれば、太平洋側地域においては巨大地震が30年間の中で90%起きる確率があると発表されました。その報道には日本海側の今後の地震予想については触れておりませんでした。私は日本海での地震の確率が低いものと、このことを見ながら思いました。

秋田県が発表し、それをもとにして各市町村が作成したハザードマップの趣旨は、日本海側の4断層とABCの海域が同時に連動して地震が起きるという最大級のことを想定してのハザードマップであり、その起きる発生頻度は極めて低いものとされておしま

す。秋田県津波浸水想定では、津波想定は発生頻度は極めて低いものの、本県において最大クラスの津波が悪条件化で発生した場合に想定される浸水の区域及び浸水を示したものとあります。そして、そのABCが連動する連動地震については、東日本大震災が連動地震であったことを踏まえ、発生確率は限りなくゼロに近いものの、理論上考え得る最大クラスの地震として連動地震を設定したとあります。

本市のハザードマップでは、大規模な津波が発生した際、市民の皆さんに安全に避難していただくとともに、津波災害の危険性を知って防災について考えていただくために作成したとあります。津波による浸水区域や津波の危険から逃れるための津波避難場所、津波に対する注意点などについて、日頃から確認しておきましょうとあります。そして、最大マグニチュード8.7を想定した浸水域を示しております。潟上市の沿岸部では地震発生から約25分で浸水が始まるとあり、最大波は約30分で到達するとあります。仮にハザードマップで発表しているような地震と津波が来た場合に、こども園の浸水の深さは0.5メートルから1メートルとあり、2階への避難や屋上部分についても対策をとるならば、避難時間的にも十分間に合うと思います。そして、強い地震や津波にびくともしない建物をつくれれば、十分に津波や地震を乗り越えて児童の安全を守ることができますし、この地域に建物をつくれれば十分に津波や地震を乗り越えて児童の安全を守ることができますし、この地域に建てている小学校や中学校の2階・3階とともに、近隣住民も避難場所として利用できるようになると思います。

天王こども園の建設は今後の潟上行政にとって必要不可欠なものであり、本市の市有地である予定場所への建設は税金の節約にもなります。老朽化した保育園やアスベストが覆っている湖岸保育園を一つにして幼保一体型のこども園にすることにより、業務の効率化で待機児童の解消や保護者の利便性も増すこととなります。このことについて、当局では地域の皆さんや町内会長をはじめ保護者の皆さんに説明をし、ご意見を受けて多数の賛成の声があがり、反対の声はなかったようです。天王地区3園の保護者及び地区代表への説明は12月13日、保護者からは防犯対策や安全管理、B&G海洋センターの利用方法、周辺民家への影響、旧園舎及び跡地利用などの質問があったとあります。そしてまた湖岸地区では12月8日、二田地区は12月12日、天王本郷地区は12月25日の地区代表者及び施設利用団体は12月3日に説明し、天王3園の統合及び整備事業についておおむねご理解をいただいていると、前にいただいた資料には書いております。

この予定候補地に天王こども園（仮称）整備を行うことは、今後の天王地域における

幼児教育にとっても重要な拠点となり、必要な建物であると確信し、一般会計に賛成、修正案に反対の討論を終わりと致します。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 次に、修正案に賛成の討論ありませんか。15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 修正案に賛成を申しまして賛成討論に致します。

まず、折しも今日は3月12日ですか、昨日3月11日、8年前の東日本大震災から8年がたっております。その中で、ここ二、三日は毎日テレビで震災の情報というか、前のいろんな画面に流れております。このことを考えますと、なぜこの場所なのか。確かに防災の対策をしっかりと立て、そして建設するというような話をされました。しかし、私は素朴な疑問として、なぜしっかりと対策を立てなければならないところに建てるのか。まずはそこから問題ではないでしょうか。津波マップの中で被害の最も少ない塩口地区を選択はできなかったのか。まずこの議論が全くなされなかったと、このことが一つの問題であります。

今一つ、やはり地域の方々、まず今の保護者の方、そしてこれから生み育てる若い人たち、そしてそれを見守る高齢者の方々、このの方々に対して丁寧に説明し、しっかりと納得してもらうことが大切であると考えます。藤原市長のモットーである「対話と交流」を最大限に生かして、納得してもらうことが大事であると考えます。

最後に、選良である議員の皆様には私は聞きたいと思います。あなた方は、未来の子どもたちに対し、なぜあそこに建てたのかと聞かれた場合、しっかりと自信をもって答えられるのでしょうか。私はもう少し時間をかけてしっかりと議論し、そして話し合い、このことを決定していくべきと考えます。選良の皆様は判断を仰ぎたいと思います。

終わります。

○議長（西村 武） 次に、修正案に反対の討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 次に、修正案に賛成の討論ありませんか。5番鈴木斌次郎議員。

○5番（鈴木斌次郎） 私は、今回のこの修正案について賛成する立場から意見を申し述べたいと思います。

発議者の方でほとんど私と同じ考えですので、そのことについてはあえてここで申しません。ただ、発議者も賛成者の方も、津波についてまだここで皆さんにお話ししていないことについて2点ばかりと、そのほかにも2点ばかりあるんですけど、まず津波についての2点について私の考えを皆さんにお知らせしたいと思います。

まず、あそこにこども園を建設するというところでいろんな意見が出まして今日まで来ておりますが、私も前にも言ったように被災地の方に5回ばかり視察に行っております。その中で私が現地で初めてわかったことなんですが、津波の後の瓦礫、これが道路をふさいで避難場所に避難できなかったという事例もありました。そして片づけが非常に早く片づいたような感じは受けましたが、それはどういう理由かと聞いたら、津波の後に火事が来まして、ほとんどの家が焼けたそうです。それで瓦礫を片づけるには割と早く、早くっていうとおかしい話ですが、できたそうなんです。そのことについてまだ誰も皆さんに報告、問いただした方はおりませんが、私はそれを見て非常に悔しく残念だと思いました。先日の予算委員会の答弁で、市長は、津波が来れば1階から2階に逃げたっていいじゃないかと。2階も危なければ屋上をつくって屋上に避難してもいいじゃないか。そしてそれでも危険であったら土盛りをすればいいじゃないかという答弁でございました。私は、なぜその先に避難があるのか。私は安全な場所に、幾らでも安全な場所に建設した方がいいではないかなと思っております。私は建設そのものについては反対する立場ではありませんので、もっと将来、子ども、未来の潟上市をつくっていく子どもたちのためにも、もっと安全な場所に建設してほしいということです。

それから2つ目として、あそこの道路、東側から入る道路は非常に狭隘でございます。これを拡幅するためには、非常な時間と予算がかかると思います。この辺のことも詳しい説明はありません。今後の課題かと思えます。

それからもう一つ最後は、あそこに土俵があります。屋内土俵と屋外土俵があります。この土俵を壊してまで、なぜにあそこに建てなければいけないのか。そして、先日の総務委員会で初めて平面図を見ました。非常に私はこの図面を見まして、いびつな建て方じゃないかなと思っております。皆さんも今日、自分の前に図面があると思いますが、非常に今新しく建てるのに何でこのような形で建てなきゃいけないのか、非常に疑問を感じました。

私も土俵については何度か質問等しておりますので、これ以上詳しくはここで言いませんが、その3点について、私は今回の一般会計予算に対して修正動議に賛成する立場で討論をさせていただきましたので、賢明なる皆様のご賛同をお願いしまして終わりたいと思います。

○議長（西村 武） これで討論を終わります。

これから修正案について起立により採決します。なお、着席者は否とみなします。

それでは、修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第20号に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

以上により、議案第20号は修正可決されました。

次に、議案第21号、平成31年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成31年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成31年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成31年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成31年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成31年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成31年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成31年度潟上市水道事業会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成31年度潟上市下水道事業会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付託されました案件はすべて議了致しました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本定例会において慎重なるご審議とたくさんのご提言を賜り、誠にありがとうございました。また、来年度予算の一部についての修正はありましたが、ほかのものについてはすべて当局の原案どおりご可決いただきましたことを御礼申し上げます。

今回ご修正いただいた天王こども園、仮称ではございますけれども、この件につきましては、まず今回のことで私どもの提案が可決されなかったということは極めて残念ではございますが、ただ議員各位から、天王こども園のいわゆる建設については、すべての議員さんがほぼ賛成ということで私ども理解しております。その中で、今修正でいただいた理由等をこちらの方で精査し検討しながら、その環境を醸成するべく教育委員会とともに努力してまいりたいと思います。

私どもご案内のとおり、今ご懸念については十分承りました。で、二田保育園、天王幼稚園ともに、ご指摘のとおり浸水想定区域にある園ではございます。ですから、そのようなことも踏まえて、私どもとしてどのような対応が可能かということもまたこちらの方で考えさせていただきながら、議会の方にしかるべき時期にご相談申し上げたいと思います。

本日の最終日の御礼とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして平成31年第1回潟上市議会定例会を閉会致します。どうもご苦勞様でございました。

午後 4時51分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 小 林 悟

〃 署名議員 大 谷 貞 廣